

小田原市学校給食費管理システム賃貸借プロポーザル審査委員会要領

第1 設置

小田原市学校給食費管理システム賃貸借を実施するにあたって、プロポーザル方式による契約の相手方となる候補者の選定を厳正かつ公正に行うため、小田原市学校給食費管理システム賃貸借プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 所掌事務

委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 実施要領の確認に関すること。
- (2) 審査の対象となる事業者の選定に関すること。
- (3) 企画提案書等の審査及び候補者の選定に関すること。
- (4) その他必要な事項

第3 組織

- 1 委員会の委員は、5人とする。
- 2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長には学校安全課長をもって充てる。
- 4 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。
 - (1) 学校安全課長
 - (2) 学校安全課副課長
 - (3) 学校安全課給食係長
 - (4) 情報システム課情報システム係長
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、委員会が特に必要と認める者

第4 委員長の職務等

- 1 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。
- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

第5 会議

- 1 委員会の会議は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

第6 意見の聴取

委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

第7 庶務

委員会の庶務は、教育部学校安全課において処理する。

第8 委任

この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。